

201419028A

厚生労働科学研究費補助金

障害者政策総合研究事業（精神障害分野）

専門的医療の普及の方策及び資質向上策を含めた
医療観察法の効果的な運用に関する研究

平成 26 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 伊豫 雅臣

平成 27 年（2015）年 3 月

厚生労働科学研究費補助金

障害者政策総合研究事業（精神障害分野）

専門的医療の普及の方策及び資質向上策を含めた
医療観察法の効果的な運用に関する研究

平成 26 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 伊豫 雅臣

平成 27 年（2015）年 3 月

目 次

○平成 26 年度 総括研究報告

専門的医療の普及の方策及び資質向上策を含めた医療観察法の効果的な運用に関する研究..... 1

伊豫 雅臣 千葉大学大学院医学研究院 精神医学

○平成 26 年度 分担研究報告

1. 医療観察法医療に携わる人材の確保と地域特性を踏まえた
専門家の育成..... 13

椎名 明大 千葉大学医学部附属病院 こどものこころ診療部

2. 精神保健判定医の質の担保に関する研究..... 33

八木 深 独立行政法人国立病院機構 花巻病院

資料 1：精神保健判定医等養成研修会受講生アンケート

資料 2：養成研修アンケート 有用だと思った講義

資料 3：養成研修アンケート もっと理解を深めたいと思った講義

資料 4：養成研修アンケート 自由意見

3. 鑑定入院制度のモニタリングに関する研究..... 61

五十嵐 禎人 千葉大学社会精神保健教育研究センター

4. 司法精神医療における退院調整・社会復帰援助を行う
関係機関職員の支援と研修方法の開発に関する研究..... 87

三澤 孝夫 国際医療福祉大学

「医療観察法医療機関従事者 上級研修会」

資料 1：研修会案内書

資料 2：研修会スケジュール

資料 3：研究会配布資料目次

資料 4：研修会配布資料

※一部（各表紙と目次のみ）抜粋し掲載

資料 5：研修参加者 アンケート結果

5. 指定通院医療機関の治療機能の向上と多職種・多機関の
連携を効果的に行う方策に関する研究..... 111

松原 三郎 社会医療法人財団松原愛育会 松原病院

資料 1：医療観察法通院処遇対象者における死亡事例に関する調査

資料 2：医療観察法通院処遇対象者における死亡事例調査結果

資料3：第8回北陸医療観察法研究会 プログラム

資料4：第9回通院医療等研究会 プログラム

6. 司法精神医療における行政機関の役割に関する研究..... 133

角野 文彦 滋賀県健康医療福祉部

資料1：調査票A

資料2：調査票B

資料3：「心神喪失者等医療観察制度ハンドブック

追補版（保健所現場からの問題点 Q&A）」の作成について

研究協力者 東海林 文夫 駒沢女子大学

7. 地域における処遇を含めた医療観察法制度に対する法学的
視点からの研究..... 157

山本 輝之 成城大学 法学部

○研究成果の刊行に関する一覧表..... 177

○研究成果の刊行物・別刷..... 181

平成 26 年度 総括研究報告

専門的医療の普及の方策及び資質向上策を含めた医療
観察法の効果的な運用に関する研究

伊豫 雅臣

千葉大学大学院医学研究院精神医学

厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業)

平成 26 年度 総括研究報告書

専門的医療の普及の方策及び資質向上策を含めた医療観察法の
効果的な運用に関する研究

研究代表者：伊豫 雅臣（千葉大学大学院医学研究院）

研究分担者：

椎名 明大（千葉大学医学部附属病院 こどものこころ診療部）

八木 深（独立行政法人国立病院機構 花巻病院）

五十嵐禎人（千葉大学社会精神保健教育研究センター）

三澤 孝夫（国際医療福祉大学）

松原 三郎（社会医療法人財団松原愛育会 松原病院）

角野 文彦（滋賀県健康医療福祉部）

山本 輝之（成城大学 法学部）

研究要旨

医療観察法に関わる人材の確保方法から育成方法、さらに鑑定入院医療及び指定通院医療、地域処遇という対象者のステージ移行に伴う医療や支援体制における現状と課題、そして司法精神医療に関わる法的問題について明らかとすることが本研究の目的である。今年度は 3 年目で最終年度であった。全国十数か所の指定入院医療機関や指定通院医療機関などを結んで行われた Web 会議ではクロザピンを使用できる指定通院医療機関の増加や身体合併症対策が必要であることが明らかとなった。また、司法精神医療に関わる人材を長期的な視点から確保するために一般人への司法精神医療をテーマとしたセミナーなどを実施して一般人の司法精神医療への関心、理解を高めることが重要であることが指摘された。精神保健判定医等養成研修会は仮想事例やグループディスカッションの導入により極めて有用な研修会となっていた。また作成した仮想事例のケースブックも既に判定医になっている者に対して有用であった。さらに物質使用障害者の鑑定・審判についての道筋が提示された。鑑定入院制度のモニタリングに関する研究から鑑定入院医療機関の職員に対する研修・教育体制の整備の必要性が提起された。医療観察体制での退院調整・社会復帰援助を行う関係機関職員の確保と質の向上のためのツール開発及び有効な研修会の内容について検討され、上級者のための研修会も企画された。入院処遇から通院処遇へ移行する際には、入院機関、通院機関、社会復帰調整官との情報共有が重要であり、通院へ移行したあ

とも多職種チームが手厚く守ることが大切であることが明らかとなり、ガイドラインの改正も必要であることが指摘された。保健所などの地域の行政機関が対応することになる事例は1200を超えるまで増加していたが、人的資源不足で支援スキルの質の維持も困難であることが改めて明らかとなった。体制整備は必須である。また最高裁判所の判例で医療観察法における法的問題も示され、運用面での改善や法改正の必要があることが指摘された。

A. 研究目的

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律が平成17年7月15日に施行され、今年で9年となる。本法では、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的としている。一方、本法による審判や医療には人材育成や質の向上、地域格差の是正等が必要であり、また本法による医療の一般精神医療への汎化が期待されている。このため、地域特性を踏まえて司法精神医療の適正な実施と普及、医療観察法の運用面の改善等について研究し、より適切な我が国の医療観察法医療体制を構築していくことが必要である。そのためには、医療観察法における鑑定及び審判、退院・社会復帰、指定通院医療、地域精神保健福祉への移行という各ステージにおける人材育成や体制に関する研究を行うとともに、法学的視点からの研究が必要である。そこで、本研究では、以下の7つの課題について研究を実施した。なお、今年度が最終年度（第3年度）である。

B. 方法と結果

①医療観察法医療に携わる人材の確保と地域特性を踏まえた専門家の育成に関する研究（研究分担者：椎名明大）

司法精神医療に携わる人材の確保と育成を目標に様々な取り組みを行ってきた。先行研究により、司法精神医学の概念そのものの普及度が低いこと、一般精神医療者の司法精神医療に携わるモチベーションを高めることの必要性、医療観察法医療の地域格差の存在等が示唆されている。本年度においては上記の論点に基づき、次の2つの研究が行われた。

まず、全国十数箇所の指定入院医療機関、指定通院医療機関等をインターネット回線で結び、難治性統合失調症の集学的医療をテーマとするweb会議を行うことにより、司法精神医療の施設間格差を検証するとともに、医療観察法医療を一般精神医療に広げていく方策について示唆を得ることを目指した。提示された事例は最終的にクロザピンにより治療され症状に一定の改善を得たが、寛解には至っていない者であった。指定入院医療機関におけるクロザピンの導入には施設間格差があるが、クロザピンを服用しながら外来継続することについて、受け入れ施設の確保や合併症対策など問題点が多いことが明らかとなった。また病状のモニタリングシートは対象者が多職種チームとともに作り上げたもので入院中から

対処策が入念に準備されていた。一方で退院後も一定期間指定入院医療機関のスタッフが対象者に関わることで、指定通院医療機関と連携を継続するなどの細かな対応の必要性が議論された。

また、一般人の司法精神医学に対する認識と意見をアンケート調査し、セミナーの受講によりその意見がどのように変化するかを検証することで、人材確保の下支えとなることの司法精神医療の普及・啓発のための手法の確立を試みた。これらの研究の結果として、医療観察法医療は一定の熟成を見せており、それらを一般精神医療に応用すべき段階にきていること、またその成果を含めて司法精神医学に関する正しい知識を広く伝えていくことが、司法精神医学に対する国民の理解の程度を深めることを通じて、長期的な司法精神医療に携わる人材育成へとつながっていく可能性が示唆された。

②精神保健判定医の質の担保に関する研究 (研究分担者：八木 深)

本研究の目的は、精神保健判定医等養成研修会（以下「養成研修会」）の運営の改善提言を行い、既に精神保健判定医（以下「判定医」）になった者に対し鑑定・審判にあたっての考え方を整理する機会を提供し、幅広い視点で判定医の質の担保をはかることにある。

養成研修会全受講生 294 名（初回 134 人継続 160 人）に対しアンケートを実施した。回収率は 80.3% で、有用・まあまあ有用と回答した受講生は 90% と高水準で、理解/まあまあ理解と回答した受講生は 90% で高水準であった。各講義への要望は、司法精

神医療等人材養成研修企画委員会（以下「企画委員会」）にフィードバックし、さらなる改善を目指した。

既に判定医になった者に対して、厚生労働省判定事例研究会で再入院事例等を提供し、提供事例を仮想化し再入院事例についてケースブック事例を作成し、さらに、物質使用障害で議論になる「原因において自由な行為」について、法律の専門家が解説を執筆し、鑑定・審判の考え方の道筋を示された。

また、最高裁判所がホームページで公開している司法統計の医療観察法統計部分を、高等裁判所管区で集計して、審判のばらつきの程度について平成 17 年から平成 25 年を 3 期にわけて分析した。ばらつきは、減少しているが、現在も持続しており、精神保健判定医の質の担保は、今後も重要な課題であると考えられた。

③鑑定入院制度のモニタリングに関する研究 (研究分担者：五十嵐 禎人)

医療観察法鑑定入院は、医療観察法の入り口をなす重要な手続きであるが鑑定入院中の対象者の医療及び観察の実態を把握することを目的として研究を行われた。

全国の鑑定入院医療機関 286 施設（2014 年 6 月 30 日現在の全施設）を対象として、①施設概要調査票、②鑑定事例調査票、③困難事例調査票という 3 つの調査票を送付し、回答を求められた。

2014 年 11 月 20 日現在 123 件（回答率 42.0%）の回収があり、147 件（推定回答率 37.9%）の鑑定入院事例が収集できた。鑑定入院医療施設の施設概要及び治療・処遇状況は先行研究のデータとおおむね一致

していた。しかし、個々の事例の回答をみると、回答者の医療観察法に関する知識が十分でないことによると思われる、矛盾が生じていた事例も存在しており、鑑定入院医療機関の職員に対する研修・教育体制を検討する必要があることが示唆された。モニタリング体制の整備のためには、データ収集方法の改善とともに、鑑定入院医療機関の職員に対する研修・教育体制の整備が必要と考えられる。

④司法精神医療における退院調整・社会復帰援助を行う関係機関職員の支援と研修方法の開発に関する研究（研究分担者：三澤孝夫）

医療観察制度に利用できる入院処遇から通院処遇・地域への円滑な退院調整や地域での支援のためのツールを開発し、専門的な関わりの必要な実務者のための研修内容と方法を提案することが目的である。

海外で先進的に行われている司法精神医療・福祉の専門的な知識や技術とその研修内容や方法等を調査し、国内の医療観察制度に関わる従事者、研究者とともに、我が国で利用できる各種ツールを開発する。専門的な関わりのできる実務者を養成するため研修を企画、開催し、参加者にアンケート調査を行い、有用性、妥当性、課題等を検証した。海外の司法精神医療・福祉で行われている研修から重要な研修項目を調査、抽出し、我が国の従事者、研究者と協力し、医療観察制度において専門的な関わりのできる実務者を養成するため研修会を企画した。そして、国立精神保健研究所や精神・神経科学振興財団の協力を得て、実際に研修会を開催した。海外の司法精神医療・福

祉の従事者研修においては、専門的な関わりのできる実務者を養成するため研修が非常に重視されていた。研修項目で、特に重要視されているのは、「従事者の倫理教育」「司法精神医療・福祉の専門的なケアマネジメント」「実践で役立てられる新たな研究成果、調査等の報告」「事例等の演習」などであった。

⑤指定通院医療機関の治療機能の向上と多職種・多機関の連携を効果的に行う方策に関する研究（研究分担者：松原三郎）

医療観察法における通院処遇対象者に関する調査を行い、通院処遇の現状、問題点を把握すること、また研究会を開催し意見交換を行い、入院から通院への移行における課題、有効な多職種チーム医療について検討することが目的であった。

通院処遇対象者で、今年度は昨年度に引き続きは自殺事例について調査を行い、また精神保健福祉法上の入院に関する調査も実施した。さらに北陸医療観察法研究会、通院医療等研究会を毎年開催し、意見交換を行い、入院から通院への移行における課題、有効な多職種チーム医療について検討した。

通院処遇の途中で病状が悪化した際に早めに精神保健福祉法上での入院をすることで入院治療は比較的短期間で終了していた。精神保健福祉法上の入院は、通院医療を順調に進め、再入院や自殺を予防する上でも重要な役割を担っていた。

入院処遇から通院処遇へ移行する際、入院機関、通院機関、社会復帰調整官との情報共有が重要であり、通院へ移行したあとも、多職種チームが手厚く守ることが通院

医療において大切であることが明らかとなった。とくに移行通院の場合、密接な入院・通院医療機関間の連携が可能となるようにガイドラインの改正が必要であることが示唆された。

⑥司法精神医療における行政機関の役割に関する研究（研究分担者：角野文彦）

地域処遇を円滑に行うために、医療観察法と精神保健福祉法との有機的運用が求められている。本研究では、行政機関の地域処遇事例への司法医療機関と地域関係者との連携、対象者の社会復帰の現状から、地域処遇の課題を検討することが目的であった。

全国の494保健所に対して自記式質問紙法による郵送留置き調査を毎年実施し、経年変化をみるためのコアの質問と、年度ごとに抽出された課題を深めるための質問を加えた調査を行った。

保健所の事例数は1200事例を超えるまでに増加していた。一方で保健所は人的資源不足の現状にあり、支援スキルの質の維持も難しく、地域支援者の不安が高くなっていた。3年間を通じて事例の性別、年齢、対象行為、主たるICD-10診断病名、支援機関等は同様の傾向を示された。現在の生活場所に関して、「同居自宅」が減少し、「患者自身」「グループホーム」が増加しており、家族によって支援が負担になっていると思われた。今後、ますます地域処遇の問題が大きくなることが推察される。また、地域支援の現状からみた医療面の評価を継続して行う必要があることが強く示唆された。

また、研究協力事業として、「心神喪失者等医療観察制度ハンドブック 追補版（保

健所現場からの問題点Q&A）」を作成した（研究協力者：東海林文夫）。これは、既作成のハンドブック（保健所Q&A）及び（保健所が対象者を支援するためのQ&A）を補うためである。追補版における制度、犯罪、入院・通院処遇、保健所現場の問題点等に関するQ&Aは、既作成ハンドブックのQ&Aを補う内容であり、保健所における対象者の社会復帰支援等に有用であると考えられる。

⑦地域における処遇を含めた医療観察法制度に対する法学的視点からの研究（研究分担者：山本輝之）

2014年度は、医療観察法における法的課題として、最近の最高裁判所の判例で問題になった医療観察法における法的問題点について検討することが目的であった。分担研究者、研究協力者による研究会を開催し、そこには、法律研究者だけではなく、実際に医療観察法の運用に携わっておられる、精神医療関係者等をお招きし、意見交換を行った。特に、医療観察法における法的課題として、最近の最高裁判所の判例で問題となった法的論点、たとえば、1) 鑑定入院命令の取消し、2) 対象行為の概念、3) 「この法律による医療を受けさせる必要」の意義等について、検討を行った。そして、問題点の検討を踏まえて、同法の運用面の改善あるいは法改正の必要があるとの結論を得た。

C. 考察

Web会議は、全国十数か所の指定入院医療機関や指定通院医療機関などを結んで行われ、難治性統合失調症の集約的医療と

いう視点から議論が行われた。その結果、指定入院医療機関では依然として差はあるもののクロザピン導入は進んでいることがわかったが、クロザピンを使用できる指定通院医療機関が少なく、また身体合併症対策など課題が多いことが明らかとなった。先進諸国での状況からもクロザピンによる治療は司法精神医療において重要な役割を果たしており、我が国においては外来通院患者にクロザピンが提供できる体制を構築することが重要な課題であることが改めて確認された。

司法精神医療に関わる人材を長期的な視点から確保し、育成するには司法精神医療に対する国民の理解が重要と考え、一般人への司法精神医療をテーマとしたセミナーとアンケート調査が行われたが、このようなセミナーは一般人の司法精神医療への理解を深めるのに有用であることが明らかとなった。医学生や精神医学初学者へのアプローチに加え、一般人の司法精神医療への関心、理解を高めることも今後行っていくことが重要である。

精神保健判定医等養成研修会における受講生のこの研修会の有用との認識や理解度は高かった。仮想事例を用いたグループディスカッションのような受講生参加型の形式が受講生の意欲や理解を高めるのに有用であることがわかった。また厚生労働省判定事例研究会では仮想事例のケースブックが作成され、既に判定医になっている者に対して有用であった。物質使用障害者の重大な他害行為において、「原因において自由な行為」との観点からの鑑定・審判についての法律の専門家からの解説が執筆され、判定医に重要な知識が提供されたと考えら

れる。審判の地域格差、ばらつきは徐々に減少しているが、依然持続しており、養成研修会や判定事例研究は今後も継続的に行う必要性が高い。

今年度のみ鑑定入院制度のモニタリングに関する研究が本研究班において行われた。これにより、本研究班において対象者の審判から地域までの一連の流れが包括的に研究されたことになる。上記のように判定医を含む、関係者の研修は大きな成果を上げてきている。しかし、この鑑定入院制度のモニタリング研究では、鑑定入院医療機関の職員において医療観察法への知識が十分でないことが強く示唆された。今後、鑑定入院医療機関の職員に対する研修・教育体制の整備が必要と考えられる。

医療観察法による医療では対象者の社会復帰が目標とされており、精神科医のみならず、退院調整・社会復帰援助を行う関係機関職員の確保と質の向上が極めて重要である。本研究では、医療観察制度に利用できる入院処遇から通院処遇・地域への円滑な退院調整や地域での支援のためのツールを開発し、専門的な関わりの必要な実務者のための研修内容と方法を提案してきた。特に、「従事者の倫理教育」「司法精神医療・福祉の専門的なケアマネジメント」「実践で役立てられる新たな研究成果、調査等の報告」「事例等の演習」などが重要であり、これらを参考に研修やツールの開発も行ってきた。今後も継続して発展することが、一般精神医療の発展にも大きく寄与するものと思われる。

指定入院医療機関では 24 時間手厚い医療、ケアが提供されているが、指定通院医療となるとその重厚さは薄れざるを得ず、

入院から通院への移行における課題と対策を検討することは医療観察制度において極めて重要である。本研究では自殺事例や精神保健福祉法上の入院について調査及び研究会が行われた。通院処遇の途中で病状が悪化した際に早めに精神保健福祉法上での入院をすることで入院治療は比較的短期間で終了していた。精神保健福祉法上の入院は、通院医療を順調に進め、再入院や自殺を予防する上でも重要な役割を担っていた。その結果、入院処遇から通院処遇へ移行する際、入院機関、通院機関、社会復帰調整官との情報共有が重要であり、通院へ移行したあとも、多職種チームが手厚く守ることが通院医療において大切であることが明らかとなったが、それを実行していくためにはガイドラインの改正が必要である。

医療観察法による地域処遇が終了し、精神保健福祉法上のケアに移行すると、実際には保健所などの地域の行政機関が対応することになる。本研究の結果、そのような事例は1200を超えるまで増加していた。一方で、保健所は人的資源不足であり、また職員の異動なども関係して支援スキルの質の維持も困難であり、地域支援者の不安は高まっている。本研究では心神喪失者等医療観察制度ハンドブックを作成し、今年度は追補版を作成した。このハンドブックはそうした職員の医療観察制度への理解や対応に有用である。医療観察制度における地域精神保健体制は、精神保健福祉法上の支援体制のモデルとなるものであり、保健所の人的資源を上げることは我が国の精神医療が抱える精神障害者の脱施設化、地域定着を推進する上においても重要である。

本研究では、最近の最高裁判所の判例で

問題になった、1) 鑑定入院命令の取消し、2) 対象行為の概念、3) 「この法律による医療を受けさせる必要」の意義など医療観察法における法的問題について検討され、運用面での改善や法改正の必要があることが指摘された。これらは日々の医療観察法の運用に大きく影響することであり、早急な対応が必要である。

D. 結論

本研究班において、医療観察法の各ステージにおいて専門家の資質向上や効果的な運用に関する研究がなされ、課題が提起されるとともに具体的な対策とその導入によって効果があることも検証されてきていることが示された。

E. 研究発表

1. 論文発表

- (1) Shiina A, Iyo M, Yoshizumi A, Hirabayashi N. Recognition of change in the reform of forensic mental health by clinical practitioners: a questionnaire survey in Japan. *Ann Gen Psychiatry*. 2014 Mar 29;13(1):9
- (2) Kimura H, Kanahara N, Komatsu N, Ishige M, Muneoka K, Yoshimura M, Yamanaka H, Suzuki T, Komatsu H, Sasaki T, Hashimoto T, Hasegawa T, Shiina A, Ishikawa M, Sekine Y, Shiraishi T, Watanabe H, Shimizu E, Hashimoto K, Iyo M. A prospective comparative study of risperidone long-acting injectable

- for treatment-resistant schizophrenia with dopamine supersensitivity psychosis. Schizophr Res. 2014 May;155(1-3):52-8.
- (3) 八木 深, 大島 紀人, 山本 輝之
「医療観察法精神保健判定医のスキルアップのために」臨床精神医学 第43巻第9号 1285-1292, 2014
- (4) 松原三郎「医療観察法における通院処遇の課題」法と精神医療 29 : 41-54, 2014
- (5) 山本輝之「精神保健福祉法の改正について—保護者の義務規定の削除と医療保護入院の要件の変更を中心に—」法と精神医療 29号 (2014年) 23頁~40頁
- (6) 高瀬 正幸, 金原 信久, 伊豫 雅臣
「長期予後を見据えた統合失調症の薬物療法 非定型抗精神病薬持効性注射剤の可能性 アドヒアランス維持とドパミン過感受性精神病の予防・改善(解説)」臨床精神薬理 (1343-3474) 17 巻 5 号 Page635-641(2014.05)
- (7) 椎名 明大, 五十嵐 禎人, 伊豫 雅臣
「精神障害者の司法精神医学の認識に関する研究(原著論文)」司法精神医学 (1881-0330)9 巻 1 号 Page2-13(2014.03)
- (8) 金原 信久, 鈴木 智崇, 伊豫 雅臣
「Clozapine のより具体的な適応症例 治療抵抗性統合失調症の評価に際して(総説)」臨床精神薬理 (1343-3474)17 巻 2 号 Page261-275(2014.02)
2. 学会発表
- (1) A. Shiina et al. The 19th International Conference of the APPAC. Hospitalization for Assessment: A New Scheme of Forensic Mental Health in Japan.
- (2) A. Shiina et al. Royal College of Psychiatrists' International Congress 2015. The Attitude toward the Concept of Criminal Responsibility in Citizens and its Alteration through Educational Intervention in Japan. (予定)
- (3) 三澤孝夫 :
①若林朝子, 井上薫子, 鈴木孝雄, 三澤孝夫「司法精神医療福祉研究会の活動」第10回日本司法精神医学会, 2014.5.17, 那覇
②三澤孝夫「医療観察法通院処遇」第10回日本司法精神医学会 医療観察法通院処遇ワークショップ, 2014.5.17, 那覇
③三澤孝夫「(医療観察制度)入院から通院の移行の取り組み」第10回医療観察法関連職種研修会 シンポジウム 地域移行支援の現状と課題、通院医療機関から入院医療機関に望むこと, 2014.07.05, 千葉
- ・その他の発表
- (1) 三澤孝夫「入院処遇から通院処遇への円滑な調整・移行のための医療観察法における総合的なケアマネジメント手法について—海外の司

法ケアマネジメントと対比させながら」第3回全国指定入院医療機関精神保健福祉士連絡協議会,2014.11.01,岡山

(2) 原田小夜、辻本哲士、中原由美、角野文彦：司法精神医療における行政機関の役割に関する研究～第1報～、第72回日本公衆衛生学会総会発表

(3) 辻本哲士、原田小夜、中原由美、角野文彦：司法精神医療における行政機関の役割に関する研究～第2報～、第72回日本公衆衛生学会総会発表

(4) 原田小夜、辻本哲士、中原由美、角野文彦：司法精神医療における行政機関の役割に関する研究～第3報～、第73回日本公衆衛生学会総会発表

(5) 辻本哲士、原田小夜、中原由美、角野文彦：司法精神医療における行政機関の役割に関する研究～第4報～、第73回日本公衆衛生学会総会発表

(6) 柑本美和「平成25年精神保健福祉法改正の意義」第44回日本医事法学会ワークショップ(2014年)

(7) 松原三郎：

①医療観察法通院処遇対象者における死亡事例報告．第10回日本司法精神医学会大会，2014.5.16 沖縄

②母親を殺害した事例における家族支援について．第10回日本司法精神医学会大会，2014.5.16 沖縄

③学会認定精神鑑定医制度の概要．

第10回日本司法精神医学会大会，2014.5.16 沖縄

④放火事件を起こしたアルコール依存症の1鑑定例．第23回北陸司法精神医学懇話会，2014.7.14 金沢

F. 知的財産権の出願・登録状況

なし

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

分担研究報告

医療観察法医療に携わる人材の確保と
地域特性を踏まえた専門家の育成

椎名 明大

千葉大学医学部附属病院 こどものこころ診療部

厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業（精神障害分野））

平成 26 年度 分担研究報告書

医療観察法医療に携わる人材の確保と地域特性を踏まえた専門家の育成

研究分担者：椎名明大(千葉大学医学部附属病院こどものこころ診療部)

研究協力者：

東本 愛香(千葉大学社会精神保健教育研究センター)

大宮宗一郎(千葉大学社会精神保健教育研究センター)

永田 貴子(国立精神・神経医療研究センター病院)

佐藤 愛子(千葉大学医学部附属病院)

今井 淳司(東京都立松沢病院)

澤 潔(千葉県精神科医療センター)

西中 宏吏(千葉大学社会精神保健教育研究センター)

新津 富央(千葉大学大学院医学研究院)

小松 英樹(千葉大学医学部附属病院)

渡邊 博幸(千葉大学社会精神保健教育研究センター)

五十嵐禎人(千葉大学社会精神保健教育研究センター)

研究要旨

本研究では、司法精神医療に携わる人材の確保と育成を目標に様々な取り組みを行ってきた。先行研究により、司法精神医学の概念そのものの普及度が低いこと、一般精神医療者の司法精神医療に携わるモチベーションを高めることの必要性、医療観察法医療の地域格差の存在等が示唆されている。本年度においては上記の論点に基づき、次の 2 つの研究を行った。まず、全国十数箇所の指定入院医療機関、指定通院医療機関等をインターネット回線で結び、難治性統合失調症の集学的医療をテーマとする web 会議を行うことにより、司法精神医療の施設間格差を検証するとともに、医療観察法医療を一般精神医療に広げていく方策について示唆を得ることを目指した。また、一般人の司法精神医学に対する認識と意見をアンケート調査し、セミナーの受講によりその意見がどのように変化するかを検証することで、人材確保の下支えとなることの司法精神医療の普及・啓発のための手法の確立を試みた。これらの研究の結果として、医療観察法医療は一定の熟成を見せており、それらを一般精神医療に応用すべき段階にきていること、またその成果を含めて司法精神医学に関する正しい知識を広く伝えていくことが、司法精神医学に対する国民の理解の程

度を深めることを通じて、長期的な司法精神医療に携わる人材育成へとつながっていく可能性が示唆された。

A. 研究目的

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。)が平成17年7月15日に施行された。

医療観察法は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的としている。

本邦においては、これまで他害行為を行った精神障害者に適切な処遇を行うための手続きを定めた特別法が存在せず、諸外国に比して司法精神医学及び司法精神医療の基盤が極めて脆弱であるという問題が指摘されていた。医療観察法制度の施行を以て本邦の司法精神医療の端緒とする意見も多い。

司法精神医療の実践に当たっては、精神医学に関する深い知識及び技術のほか、関連法規に関する認識や、医療者としての高い倫理観などといった特別の素養が一定程度必要となる。しかしながら本邦では全国の大学にも司法精神医学の専門講座がほとんどないといった実態をはじめ、司法精神医療の実務者を育成及び確保していくための基盤整備がまだまだ遅れているのが現状

である。

我々は先行研究により、一般精神科医療に従事する医師及び精神保健福祉士の多くが司法精神医学に興味関心を抱いているものの、その実践には消極的であるという実態を明らかにした。同時に、彼らの多くは司法精神医学に関する研修会に対するニーズを有していることも示唆された。そして上記の実態は医療観察法施行後数年を経てもなおまったく変化していないことも確認された。

この状況を打開するための方策として、我々はまず、我が国における一般精神医療が司法精神医学を内包しつつ発展してきた事実を明らかにし、司法精神医学的視点を意識しつつ一般精神医療の研鑽に努めることにより司法精神医学の専門性を身につけるモチベーションが向上しひいては司法精神医学の人材育成に寄与するのではないかという仮説を立てた。先行研究においては、この仮説を実証すべく、全国規模の研修会を開催し、参加者の司法精神医学に対するモチベーションと理解度に関する評価を行った。その結果、研修会への参加そのものがモチベーションの向上につながることは確認できなかったが、一般精神医療と司法精神医学との関連性についての理解を深められる可能性が示唆された。

他方、司法精神医学という概念が我が国に根付いてまだ間もないことから、精神医療従事者、一般人、及び精神障害当事者のいずれにおいても、司法精神医学の考え方

に対する理解度が十分でなく、誤解や偏見が多い可能性も示唆された。先行研究において、我が国の精神障害者の多くは司法精神医学についてあまり知識を持っておらず、メディア等による精神医学の啓発の推進を希望しているという結果が得られている。他方、一般人の司法精神医学に対する理解度に関する調査研究はこれまでほとんど行われていない。

上記の研究結果に立脚したうえで、我が国に司法精神医療を根付かせ、医療観察法制度を円滑かつ効果的に運用するために必要な人材の育成と確保を行うための方策を示すことが、本研究の目的である。

B. 研究方法

我々は上記の目的を達成するために、今年度においては主に下記の2つの研究を実施することとした。

- (1) 難治性統合失調症の集学的治療をテーマとしたweb会議の開催
- (2) 一般人に対する司法精神医学に関する意識調査及び研修会の実施

我々は、司法精神医療に携わる人材育成のための方策を考案するために、臨床現場からの論点抽出、人材育成理論の構築と改変、人材育成を目的とする研修の実践と効果の検証、といった取組みを有機的に連携していく必要があると考えた。

昨年度までの研究結果から、医療観察法指定入院医療機関においては、クロザピン使用、身体合併症への対応、施設間での情報共有と連携、といった論点について一定のコンセンサスが確立していることが確認されている。本年度も全国規模のweb会議を実施し、そこで臨床場面でしばしば遭遇

する「難治性統合失調症」について多元的に考察し、司法精神医療及び一般精神医療の立場からどのようなアプローチが可能なのか、またどのように治療戦略を立てていくべきなのかについて議論を深めることにした。我々は昨年度までの参加施設をはじめいくつかの司法精神医療を実践している医療機関に対し告知を行い、web会議への参加を依頼した。参加は事前承認制のクロードセッションとした。web会議の場で事例検討を行うが、患者個人情報は一切取り扱わないこととし、その旨を参加施設に事前通達した。通信回線はインターネット回線を用い、会議用ソフトウェアとしてはCiscoのWebEXを使用した。

また、先行研究において、司法精神医学の専門教育モデルが示されており、昨年度において、モデルの精緻化のための取組みが行われた。本年度はモデルのさらに基礎的レイヤーに当たる、一般人の司法精神医学に対する認識に焦点を当てることにした。我々は、平成26年11月1日に千葉大学医学部・薬学部・看護学部による文化祭である亥鼻祭に講演会企画を出展し、そこで一般人向けのセミナーを実施することにした。セミナーの開始に先立ち、我々は受講者に対し司法精神医学の知識・意見等に関するアンケート調査を行った。またセミナー終了後にも同様の調査を行い、一部の結果について講演前後の変化を比較検討した。調査票を別添1、2に示す。

加えて我々は、上記以外の見地からも司法精神医学に関する個別の論点についての研究を進めることとした。

(倫理面への配慮)

本年度に実施された研究はいずれも患者

を対象としたものではなく、取り扱う情報に患者個人情報に含まれていない。

司法精神医学に関する研修会の実施に当たっては、その計画を千葉大学大学院医学研究院の倫理審査委員会に提出し、あらかじめ承認を得た(平成26年8月7日。研究課題名「司法精神医学の認識と研修効果に関する研究」受付番号1881)。アンケート調査は匿名であり、調査票の回収を以て研究参加への同意と見なした。

C. 研究結果

1. Web会議の開催

我々は平成26年11月19日に、千葉大学社会精神保健教育研究センターを拠点としてweb会議を開催した。参加施設は下記の通りである。

- ・ 岡山県精神科医療センター
- ・ キングス・カレッジ・ロンドン
- ・ 国立精神・神経医療研究センター病院
- ・ 国立病院機構榊原病院
- ・ 国立病院機構北陸病院
- ・ 国立病院機構琉球病院
- ・ 社会医療法人財団松原愛育会松原病院
- ・ 周愛利田クリニック
- ・ 千葉県精神科医療センター
- ・ 千葉大学医学部附属病院
- ・ 千葉大学社会精神保健教育研究センター(本部)
- ・ 東京都立松沢病院精神科
- ・ 同和会千葉病院

Web会議は2時間に渡って行われた。まず参加施設より難治性統合失調症の事例提示がなされ、事実関係に関する

質疑が行われた。

当日の議論の概要を下記に示す。

まず、統合失調症と他害行為との関係について、提示された事例は一見したところ喫煙欲求に基づいて暴力事件を起こしたかのような印象を与えるものであったが、実際には統合失調症の病勢悪化に伴い現実検討の低下や内的不穏が高まっている状況での事件であることが示唆された。このような事例に遭遇した際、対象者本人や関係者の陳述のみならず、対象者の病歴・生活歴等を縦断的に考察した上で病状と他害行為との関係について検討することが肝要であるものと思われた。

次に、本事例が難治化した背景に、度重なる治療中断やこれに伴い抗精神病薬の多剤大量療法を余儀なくされたことが影響している可能性が指摘された。近年研究が進んでいるドパミン過感受性精神病の存在も疑われた。

提示された事例は最終的にクロザピンにより治療され症状の一定の改善を得たが、寛解には至っていない。クロザピンの特性として、効果は必ずしも用量依存性ではないこと、長期的な服用により病状改善が持続する事例が少ないことが挙げられた。指定入院医療機関におけるクロザピンの導入には施設間格差があるが、概ね普及が果たされているところである。一方で、クロザピンを服用しながら外来通院を継続することについては、受け入れ施設の確保や合併症対策など未だ障壁が多い。既に導入済みの施設におけるキャパシティは比較的確保されているが、

地域社会への浸透は未だ道半ばであるといえるようである。

また、本事例では病状のモニタリングを用いたアプローチが対象者の自己管理能力を高めるのに寄与していた。採用されたモニタリングシートは対象者が多職種チームとともに自らの言葉で作上げたものであり、症状悪化の兆候とその対策を具体的にまとめ上げたものである。対象者個人に合わせてテーラーメイドの対策を話し合うことが重要であり、入院中にこのような処方策を入念に準備できるところが指定入院医療機関の強みと言える。

一方で、そのような対象者が退院して早期に病状悪化をきたすことがしばしばあると指摘されている。急激な環境の変化や治療者の交代等に伴うストレスを緩和するためには、外泊の繰り返しや退院前訪問といった一般精神医療でも行われている対応に加えて、退院後も一定期間指定入院医療機関のスタッフが対象者に関わったり指定通院医療機関と連携を継続したりと行ったきめ細かい対応が必要ではないかとの意見があった。

2. 意識調査及びセミナーの実施

今回のセミナーは「司法精神医学ってなに？～精神鑑定と司法精神医療～」と題して平成26年11月1日に千葉大学亥鼻キャンパス記念講堂において開催された。講演として、平田豊明氏(千葉県精神科医療センター長)による「精神鑑定ってなに？～責任能力をどのように判断するのか～」と平林直次氏(国立精神・神経医療研究センター病

院)による「司法精神医療ってなに？～犯罪をした精神障害者はどうなるのか～」が行われた。

受講者に対し、講演前と講演後のアンケート用紙がペアになった調査票を配布し、記載を求めた。配布総数は86枚であった。回収された調査票のうち一項目以上に有効回答が記載されたものは78通であった。

受講者の年齢は50代が最多であり(図1)、性別は男女ほぼ同数であった(図2)。受講者のうち医療従事者は25名、医学生は5名であり、過半数が非医療者であった(図3)。

受講者の半数が司法精神医学という言葉を知ったことがあると回答した(図4)。責任能力という言葉は、受講者のほとんどが聞いたことがあると回答した(図5)。他方、受講者の過半数は精神保健福祉法についてはよく知らず(図6)、また医療観察法の施行も知らなかったと回答した(図7)。裁判員法の施行を知っていた受講者は全体の約4分の3だった(図8)。

講演前の段階で、受講者の過半数は措置入院制度及び医療観察法制度について賛成寄りの意見を持っていた。責任能力主義については、回答者の63%が反対寄りの意見を持っていた。裁判員法については回答者の45%が賛成寄りの意見を持っていた(図9)。

精神医学に関する報道を見る機会の多寡については様々であった(図10)が、回答者の過半数が精神医学に関する報道の機会を増やしてほしいと考えていた(図11)。精神医学と犯罪との関係に